

2014年2月10日

中華人民共和国 國務院法制弁公室御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト  
リーダー 小藺江 健一

中華人民共和国商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）」について精査させていただきました。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料： 商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）に対する意見

お問い合わせ先：

日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：[nishio@jipa.or.jp](mailto:nishio@jipa.or.jp)

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ①

件名	修訂草案第三条 馳名商標を認定する機関
現状／問題点	本条は改正商標法の第十四条と整合すべきであり、改正商標法第十四条第四款によれば馳名商標の認定機関は最高人民法院が指定した人民法院もその機関のひとつと考える。
改善要望	その商標が馳名商標に該当するか否かを認定する機関として、商標局、商標評審委員会に加えて「最高人民法院が指定した人民法院」を規定することを希望する。
関連する法令等	改正商標法第十四条

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ②

件名	修訂草案第五条第四款 外国出願人の手続き書類
現状／問題点	修訂草案第五条第四款では、「外国人或者外国企业的代理委托书及与其有关的证明文件的公证、认证手续，按照对等原则办理。」と規定されているが、外国出願人にとっては法定期限内の対応が難しい場合がある。
改善要望	関連証明書類の公証、認証は原則不要として頂くことを希望する。
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ③

件名	修訂草案第十一条 審査・審理期間に算入しない期間
現状／問題点	<p>審査・審理期間に算入しない期間として、当事者が提出した関連書類又は資料について補足的説明がされ、証拠再交付を行う期間が定められている（修訂草案第十一条第一款（二））が、審査官が出願人に対して、出願内容の説明・補正を求めて応答する期間（修訂草案第二十五条）が除外期間に含まれるか明確でない。当該期間も除外期間に含める事により、出願人に追加説明、補正の機会が増えれば、説明・補正の機会なく拒絶査定となり、商標評審委員会に再審査請求される案件も減少すると考えられ、全体としての審査促進に資すると考えられる。</p>
改善要望	<p>出願人による出願内容説明・補正応答期間（修訂草案第二十五条）を、9ヶ月の審査期間から除外することを希望する。</p>
関連する法令等	<p>改正商標法第二十八条、第二十九条</p>

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ④

件名	修訂草案第十五条第一款 指定商品、指定役務の記載
現状／問題点	<p>修訂草案第十五条第一款では分類表の名称、区分に基づいて記載しなければならないと規定されている。現行制度においても整合性の判定が厳しくなされるケースが見られる。分類表にない商品・役務であっても、説明により内容の理解が可能となるケースも多いと考える。</p> <p>また、名称の記載において例えば「第3類 せっけん類」などのような包括的な表現記載は認められず「化粧せっけん、洗濯せっけん、シャンプー」などのような個別具体的な商品毎の記載を要求されることがある。指定商品、指定役務の数が減ることによって審査官の審査負荷軽減にも繋がると期待できる。</p>
改善要望	<p>「商品又は役務項目の名称は、商品・役務分類表に記載された名称、分類番号に基づいて記入しなければならない。」の後に、「商品又は役務の名称が商品及び役務分類表に含まれていない場合、その商品又は役務の説明を付さなければならない。」の追加を希望する。</p> <p>例えば「... 区分表の名称を参考に記入すべき」のような記載とし、新しい分野の商品についても、適切な指定商品表示が認められる余地を設けて頂きたい。</p> <p>包括的な表現での指定商品、指定役務の記載を認めていただくことを希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑤

件名	修訂草案第十八条第二款 補正指令への応答期間
現状／問題点	<p>修訂草案第十八条第二款では、出願書類が方式的に適合するが、補正を必要とする場合に、商標局からの通知を受領した日から15日以内に補正書を提出するよう求められている。</p> <p>外国出願人にとっては、翻訳作業を伴ったり、代理人を介して連絡を受領していたりするなど日数を要することが多い。</p>
改善要望	<p>「補正を必要とする場合、商標局は出願人に補正するよう通知し、商標局に再提出するよう要求する」期間について「15日」と規定されているが、現行商標法実施条例第十八条と変更なく「30日」とすることを希望する。</p>
関連する法令等	現行商標法実施条例第十八条

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑥

件名	修訂草案第二十二条 商品、役務の類似
現状／問題点	商品と役務の類似について（実施条例第二条から推測もできるが）より明確に記載すべきと考える。
改善要望	<p>修訂草案第二十二条第三款として日本の商標法第二条第六項に相当する下記文言を追加することを希望する。</p> <p>「商品に類似するものの範囲いは役務がふくまれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。」</p>
関連する法令等	日本商標法第二条第六項

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑦

件名	修訂草案第二十三条 商標の類似
現状／問題点	商標の類似の判断において、その各要素を組合せた全体的構造が類似することと規定され、類似の前提を全体的構造としている。商標の類似は、総合的な考察により判断すべきである。
改善要望	<p>総合的な考察により判断すべきであるため、修訂草案第二十三条を下記の通り修正することを希望する。</p> <p>「商標法における商標類似は、<u>文字の字形、発音、意味若しくは図形の構図及び色彩、又はその各要素の組合せ、又はその立体的形状、色彩の組合せ、音声旋律の要素を、総合的に考察することにより判断する。</u>」</p>
関連する法令等	<p>審査基準 第四条第一款第十一号</p> <p>商標の類否の判断は、商標の有する外観、称呼および觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない</p>



商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑧

件名	修訂草案第二十四条第二款 分割出願の時期的制限
現状／問題点	修訂草案第二十四条第二款では、分割出願の提出について商標局からの通知を受け取った日から15日以内と規定されている。外国出願人にとって15日の対応期間は短期であり、例えば、出願人国の休日と重なる場合には実質的に対応可能な期間が減少することもある。
改善要望	<p>(1) 分割出願を認めて頂いたことは歓迎する。</p> <p>(2) 分割できる期間を、商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から「15日以内」とあるのを「30日以内」とすることを希望する。</p> <p>(3) 在外者に対しては分割出願期限の延長可能とすることを希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑨

件名	修訂草案第二十五条 商標局からの説明または補正の要求に対する応答期間
現状／問題点	<p>修訂草案第二十五条では、商標局が、商標登録出願の内容に対して説明又は修正が必要であると認定した場合、出願人は、商標局の通知を受け取った日から15日以内に説明又は修正を行わなければならないと規定されている。</p> <p>外国出願人にとって15日の対応期間は短期であり、例えば、出願人国の休日と重なる場合には実質的に対応可能な期間が減少することもある。また、他国と比較しても15日以内は短い。</p>
改善要望	<p>出願人が説明又は補正できる期間を、商標局の通知を受け取った日から「30日」以内にすることを希望する。</p> <p>また、在外者に対しては応答期限の延長可能とすることを希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑩

件名	修訂草案第二十九条第二款 異議申立の追加資料提出期限
現状／問題点	<p>異議申立関連資料を追加する場合、申立書または応答書を提出した日から30日以内に提出しなければならないと規定されている。外国企業にとっては、中国国内での証拠収集に時間がかかる場合が多い。</p> <p>また、同意書の取得等に加え、30日以内に公証を行って提出することは不可能であることが多い。</p>
改善要望	<p>関連証拠資料を補充することができる期間として、現行商標法実施条例と同様に申立書又は答弁書を提出した日から「3カ月以内」として頂くことを希望する。</p>
関連する法令等	現行商標法実施条例第二十二条第三款

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑪

件名	修訂草案第三十二条第二款 登録商標の登録事項変更
現状／問題点	登録商標の名義人名や住所を変更する場合、登録したすべての商標を変更しなければならない旨規定されている。商標の使用状況によっては、全て新しい名義又は住所に変更せねばならないとは限らない。
改善要望	名義又は住所の変更は一括でなく、個別変更も可として頂くことを希望する。
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑫

件名	修訂草案第四十七条第一款 マドプロ中国領域指定出願への異議期間
現状／問題点	修訂草案第四十七条第一款では、マドプロ経由の中国領域指定出願に対して異議申立を行う場合、国際事務局から「国際商標公報」発行後3ヶ月以内と規定されているが、「国際商標公報」は国際事務局での審査終了後発行されるものであり、中国での審査終了の遥か以前に発行される。したがって、これを中国の異議の起算日とすると実質的に中国での異議申立が実施できない。
改善要望	中国直接出願の場合、改正商標法三十三条では「公告日から3ヶ月」となっている。マドプロ経由出願の異議期間の起算日もこれに合わせて頂くことを希望する。
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑬

件名	修訂草案第六十条第二款 審判請求書の補正指令期間
現状／問題点	商標審判の申請に対して、受理条件を満たしていない場合に、商標評審委員会からの通知に対して出願人は15日以内に補正をすることができると規定されている。しかしながら翻訳の日程を考えると15日は現行条例より短く、対応できない可能性がでてくると考えられます。
改善要望	現行の商標法実施条例第三十条の「30日」を変更せず、「受け取った日から30日以内に補正するよう通知する。」と規定いただくことを希望します。
関連する法令等	現行商標法実施条例第三十条

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑭

件名	修訂草案第六十二条 審判請求時の証拠補充期間
現状／問題点	審判請求時の証拠追加提出について、修訂草案第六十二条では申請書及び応答書を提出した日から30日以内と規定されている。外国企業にとっては、中国国内での証拠の収集、先行権利者からの同意書の取得および公証・認証取得に時間を要し、翻訳なども考慮すると期間が短く対応できない可能性がでてくる。
改善要望	当事者が関係証拠資料を補充する期間を、現行商標法実施条例と同様に請求書又は答弁書を提出した日から「3カ月以内」にして頂くことを希望する。
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑮

件名	修訂草案第七十四条 商標使用許諾契約書の登記時期
現状／問題点	
改善要望	届出の期限が現行商標法実施条例第四十三条の「契約締結日から3ヶ月」ではなく「契約の有効期間内」と改正されたことに賛同する。
関連する法令等	



商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑩

件名	修訂草案第七十八条 馳名商標認定機関の明確化
現状／問題点	修訂草案第七十八条は改正商標法の第十四条と整合すべきであり、改正商標法第十四条第三款及び第四款によれば馳名商標の認定機関は商標評審委員会と最高人民法院が指定した人民法院もその機関と考える。
改善要望	改正商標法第十四条の規定に基づいて馳名商標と認定する機関として、修訂草案第七十八条において商標局の他に商標評審委員会、最高人民法院が指定した人民法院も加えて頂くことを希望する。
関連する 法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑰

件名	修訂草案第八十二条第一款 違法経営額の算定
現状／問題点	修訂草案第八十二条第一款では、侵害品の実際の販売価格が不明な場合であつて、値札がない場合には「被侵害商品の市場中間価格で計算する。」と規定されている。
改善要望	侵害業者を厳重に処罰し、再犯させないように、純正品価格で不法経営額を計算すべく「表示価格がないものは被侵害商品の純正品価格で計算する。」と規定することを希望する。
関連する 法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑱

件名	修訂草案第八十二条第二款 半製品の不法経営額
現状／問題点	<p>近年来、違法者の巧妙化に伴い、違法品生産とロゴ印刷が分業される場合が多く見られる。ロゴ付与無しの明らかな侵害品をできるだけ多く押収するために「証明する十分な証拠」を明確化すべきである。</p> <p>また、半製品もコストではなく、侵害商品と同様に計算すべきである。</p>
改善要望	<p>修訂草案第八十二条第二款の「十分な証拠」の内容をより明確に規定することを希望する。</p> <p>また、「製造、貯蔵、運送した商標権侵害商品及びまだ販売していない商標権侵害商品であって、侵害商標を付けている半製品の価値を計算する場合、その価値を不法経営額に計上し、価格は侵害商品と同様に精査した実際の平均販売価格で計算する。」と規定することを希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑱

件名	修訂草案第八十六条 5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施する
現状／問題点	<p>①再犯行為の認定のためのデータはできるだけ工商行政管理部門側、人民法院側だけではなく、データの幅を広め、税関、品質監督局の認定データも入れてほしい。</p> <p>②商標権侵害行為を2回以上実施する主体が同一主体に限定されている。主体が異なっても同一設備を用いて侵害品を製造するようなケースが適用されない可能性がある。</p>
改善要望	<p>①修訂草案第八十六条第一款（一）に「工商行政管理部門又は人民法院」との記載を「行政機関又は人民法院」に変更いただくことを希望する。</p> <p>②主体が異なっても同一設備を用いて侵害品を製造した場合には2回以上の実施と認められるよう修訂草案第八十六条第一款（三）として「同一の設備を用いて、工商行政管理部門又は人民法院から、他人の商標専用権を侵害したと認定されたことがあり、5年以内に再び商標侵害行為を実施した場合」を追加いただくことを希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ⑳

件名	修訂草案第八十七条
現状／問題点	改正商標法第六十条において、嚴重な処罰を与える際のその嚴重な事情をより網羅的にすることで多くの悪質な侵害行為を抑制すると期待できる。
改善要望	「その他の深刻な情状がある」ことに該当する場合として、下記2つの事情を追加いただくことを希望する。  (四) 人身障害に関わる場合。 (五) 故意に侵害認定のための証拠、材料等を廃棄、隠匿、改ざんする場合。
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ②①

<p>件名</p>	<p>修訂草案第八十九条 登録商標専用権侵害商品であると知らずに販売した場合</p>
<p>現状／問題点</p>	<p>侵害商品の扱いが不明であり、当該侵害商品が再利用されないよう、処分についても規定すべきである。</p>
<p>改善要望</p>	<p>侵害商品が再利用されないために下記の通り没収、廃棄することを明記することを希望する。</p> <p>「登録商標専用権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品を自己が合法的に取得したと証明でき、提供者を説明した場合、工商行政管理部門は、販売を差止めるよう命じ、事件状況を侵害商品提供者所在地の工商行政管理部門に通知し、<u>且つ侵害商品を没収・廃棄する。</u>」</p>
<p>関連する 法令等</p>	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ②

件名	修訂草案第九十一条 侵害品鑑定への協力
現状／問題点	<p>外資企業の権利者は多くの場合本国本社である。鑑定書をすべて海外に存在する本社から出すことは非常に時間かかることであり、非現実的と考えている。案件をスムーズに対応できるように、現行の商標法実施条例通り、権利者が授権した者（独資会社、調査会社など）から鑑定書を出すことがより速いと考えられる。</p>
改善要望	<p>（１）修訂草案第九十一条を、「商標権侵害を摘発するにあたって、工商行政管理部門は、権利者<u>或いは権利者から授権された者</u>に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。権利者<u>或いは権利者から授権された者</u>はそれに協力し、書面による意見を提出する義務がある。」と変更頂くことを希望する。</p> <p>（２）「書面による意見を提出する義務」がある以上、意見を提出した結果を権利者らに知らせるようにして頂くことを希望する。仮にその制度化が不可なら上記義務の削除を希望する。</p>
関連する法令等	

商標法実施条例（修訂草案）（送審稿）向け要望 ②③

件名	修訂草案第一百五條第二款
現状／問題点	世上流通・提供されている商品・役務は多岐に亘る一方、商品役務審査基準に掲載されている商品・役務は限られている。よって、登録商標と同一又は類似の商標が類似の商品・役務に使用された場合、本来は商標権侵害に該当するにも関わらず、その商品が初めて指定商品・役務として受理されるようになったことを理由として継続使用権が認められるのは不合理と思われる。
改善要望	この規定を削除することを希望する。
関連する法令等	